

平成25年4月から国民年金に任意加入されている 60歳以上65歳未満の方も 国民年金基金に加入できるようになりました！

国民年金基金とは

自営業者やフリーランスなどの方々が、ゆとりある老後を過ごしていただけるように、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せをした年金をお支払いする公的な年金制度です。

加入できる方は

国民年金基金は、これまで国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方が加入できる制度でしたが、国民年金法の一部改正により、平成25年4月1日から日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入*されている方も国民年金基金に加入できるようになりました。

* 国民年金の任意加入制度は、60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合、お住まいの市区役所・町村役場に申し出ることによって60歳以降でも国民年金に加入することができる制度です。

国民年金基金のメリット

終身年金が基本

65歳から生涯受け取れる終身年金が基本になりますので、長い老後の生活に備えることができます。

税制上の優遇

掛金は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されます。

加入は口数制です

給付（年金）の型は、終身年金2種類（A型・B型）と確定年金1種類（I型）の3種類があります。1口目（必ず加入）と2口目以降（自由に選択）を組み合わせることで選択することができ、掛金の上限（月額68,000円）以内であれば何口でも加入できます。

加入時の年齢（月単位）ごとに年金額が設定されていますので、何口加入するかによって受け取る年金額が決まります。

※確定年金の年金額は、終身年金の年金額（1口目を含めた額）を超えることはできません。

